

第六次涌谷町総合計画策定 及び

涌谷町まち・ひと・しごと創生総合戦略見直し業務公募型プロポーザル審査基準

本業務の落札候補者の選定に当たっては、第六次涌谷町総合計画策定及び涌谷町まち・ひと・しごと創生総合戦略見直し業務公募型プロポーザル実施要領の規定に基づき提案された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を下記の基準により審査を実施する。なお、参加申込者が5者以上の場合には、実施要領9（3）の規定により、下記審査表①～④の評価基準において、審査委員会の委員長が提案された企画提案書の書類審査を行い、上位4者程度を選定する。

審査項目	審査視点	配点	事前 審査
①業務体制について	・業務実施にあたり、適切な業務体制がとられているか。	5	○
②業務実績について	・会社、現場代理人及び主任技術者が類似業務の豊富な経験、実績を有しているか。	5	○
③業務工程について	・業務工程が効率的かつ実現可能性を有しているか。 ・業務単位ごとに適切に分類された工程が示されているか	5	○
④見積額について	・提案内容に見合った適切な内容となっているか	5	○
⑤情報収集、分析について	・次期総合計画・基本計画及び、次期創生総合戦略策定に有用な基礎データとなる調査内容、分析手法となっているか。	25	
⑥次期総合計画、基本計画の考え方について	・これまでの涌谷町政の考え方を踏まえた提案となっているか。 ・人口減少等の社会情勢の変化や涌谷町の現状を的確に捉えているか。 ・将来発生する涌谷町の課題を的確に想定し、それに対して効果的かつ実効性のある次期総合計画の考え方が明確に示されているか。	25	
⑦構成内容について	・次期総合計画・基本計画及び、次期創生総合戦略が、内容・デザインの両面から町民にとって親しみやすく、わかりやすくなる工夫がされているか。	20	
⑧プレゼンテーションについて	・本業務の目的、本町を十分理解した提案となっており、説得力もあり、意欲を感じられるか ・質疑応答の対応は適切か	10	